富士市勤労者福祉共済会設立総会

△10月4日商工会議所で開かれた設立総会

明るい職場と豊かな暮らし

中小企業勤労者のために

勤労者福祉共済会がスタート

県下で初めて

市内の小規模事業所に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生を増進するため「富士市勤労者福祉共済会」が10月1日から発足しました。

同共済会は、共済制度の網からこぼれている中小企業の勤労者を対象に、勤労者・事業主・市が一体となって勤労者の福祉の向上と事業所の繁栄を図るため発足させたもので、県下では、初めての試みです。

共済会の発足により、中小企業に働く勤労者の福利厚生面が大企業の水準にまで高められることが期待されます。

給付事業を中心に

共済会の具体的な事業としては、会員の慶弔などの祝い金、見舞金の給付事業、会員の生活の安定を図るための融資事業、退職金制度の普及充実を図るための退職金共済掛金補助事業、会員とその家族が健全な余暇利用と親睦交流を進めるための福利厚生事業などを行います。

会員となることができる人は、富士市内の小規模事業所（常用従業員がおおむね100人以下の事業所）に勤務する従業員及び事業主で、臨時、パートタイマーなどは除きます。

ただし、1年以上継続して雇用されている人で、今後も引き続いて雇用される見込みの人は会員となることができます。

会員数3,000人を目標に

現在(10月4日)の会員数は、67事業所449人ですが、本年度中には、会員700人の加入を目標にPR活動に努めます。

中小企業の多い本市は、未組織勤労者の生きがいづくりや雇用の安定に役立つ共済制度を積極的に進め、2年後には、3,000人の会員を目標としています。

…福利厚生面が充実…

漆畑信彦さん（26歳）
会社員　蓼原

大企業に比べると、どうしても福利厚生面が不十分になりがちですね。共済会の加入によってある程度カバーできるのでは……。私たち従業員にとっても何となく安心して仕事につけます。

…安心して商売を…

米山歌子さん（48歳）
個人営業　川成島

商売というのはもちつもたれつだと思っています。給付事業を初めいろいろな事業があり安心して商売に専念できます。会員をどしどしふやして、みんなで会を盛り上げたいですね。

私たち会員になりました

…大きく育てたいですね。

鈴木鐵男さん（54歳）
会社経営　今泉

従業員の福利厚生を向上させることができると思い加入しました。まだ加入者は少ないようですが、今後、加入者の増加とともに充実した運営ができると思います。みんなで大きく育てたいですね。

事業の内容

共済給付事業

結婚、出生、就学、卒業の祝金・傷病見舞金・住宅災害見舞金・障害見舞金・死亡弔慰金を給付します

融資促進事業

「富士市くらしの融資」制度を利用して、200 万円まで融資します。年利6.6パーセント

退職金共済掛金補助事業

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度に加入した会員事業所に掛金を補助します

福利厚生事業

レクリエーション事業や指定宿泊施設の宿泊費の助成及び市民会館、文化センターの自主文化事業の利用料金を助成します。

入会金・月会費は

☆入会金　1人200円（事業主負担）
☆月会費　1人500円（300円は事業主、200円は従業員が負担）
※会費は3ヵ月分一括口座振替で前納していただきます。事業主負担分は税法上、損金または必要経費として処理できます。

加入申し込みの手続は

☆入会申込書などの必要書類と入会金、代表者の印鑑を添えて申し込んでください。いつでも加入できます。
☆申し込み・問い合わせ先
富士市勤労者福祉共済会事務局（市役所5階商業労政課内☎51－0123　内線398）